

# 国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ 国民健康保険グループ (☎<sup>⑧</sup>1771)

## 高額な外来診療を受ける方へ

4月1日から限度額適用認定証を提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関でのひと月の窓口負担額が、自己負担限度額を超えた場合でも、一度その額を支払う必要がありました。4月1日からは、『限度額適用認定証』を提示することで、自己負担限度額以上の額を支払う必要がなくなりますので、高額な外来診療を受ける方は、申請をお願いします。

- 申請に必要なもの 被保険者証、印鑑
- ※3月までに限度額適用認定証の交付を受けている方は、そのまま利用できます。
- ※          の方は、手続きは不要です。

### ■外来診療の自己負担限度額

所得区分	70歳未満	70歳以上
一般	80,100円 ※医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。	12,000円 ※医療機関の窓口で高齢受給者証を提示してください。
上位所得者	150,000円 ※医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。	44,000円 ※医療機関の窓口で高齢受給者証を提示してください。
住民税非課税世帯	35,400円	8,000円

## こんなときには14日以内に届け出を

### 国保に入るとき

- ・他の市町村から転入してきた  
【持ち物】印鑑、前年の所得が分かるもの、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・職場の健康保険をやめた  
【持ち物】印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・職場の健康保険の被扶養者から外れた  
【持ち物】印鑑、被扶養者から外れた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・子どもが生まれた  
【持ち物】印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収書と明細書
- ・生活保護を受けなくなった  
【持ち物】印鑑、生活保護廃止決定通知書
- ・外国籍の人が加入する  
【持ち物】印鑑、外国人登録証明書

### ..... ご注意ください .....

国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、保険税はさかのぼって課税されます。  
また、資格取得日から届け出日までの医療機関受診について保険が適用されないことがあります。

### 国保をやめるとき

- ・他の市町村に転出する  
【持ち物】印鑑、被保険者証
- ・職場の健康保険に加入した
- ・職場の健康保険の被扶養者になった  
【持ち物】印鑑、国保と職場の健康保険両方の被保険者証
- ・国保の被保険者が死亡した  
【持ち物】印鑑、被保険者証、喪主か施主の預金通帳
- ・生活保護を受けるようになった  
【持ち物】印鑑、被保険者証、生活保護開始決定通知書

### 【退職者医療制度】

会社などに勤めていた方が、退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費が増大することを是正する制度です。

この制度が正しく適用されないと、国民健康保険加入者の余分な保険税負担につながりますので、該当する方は必ず届け出をしましょう。

▶対象 国民健康保険に加入している65歳未満の方で、厚生年金や共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上、または、40歳以降に10年以上ある年金受給者とその被扶養者

### その他

- ・市内で住所が変わった
  - ・世帯が分かれた、一緒になった
  - ・世帯主の氏名が変わった  
【持ち物】印鑑、被保険者証
  - ・修学のために別に住所を定めた  
【持ち物】印鑑、被保険者証、在学証明書が学生証
  - ・被保険者証をなくした
  - ・汚れて使えなくなった  
【持ち物】印鑑、運転免許証など本人であることを証明できるもの
  - ・他の市町村の病院などの施設に住所を定めた  
【持ち物】印鑑、被保険者証、転出先の住民票、施設の入所証明書
  - ・介護保険が適用除外になる施設に入所する40~64歳の方  
【持ち物】印鑑、入所証明書
  - ・退職者医療制度の対象になった  
【持ち物】印鑑、被保険者証、年金証書
- ※手続きには身分証明書をお持ち下さい。

修学などのため市外に転出する方は、学生用被保険者証交付手続きを

【持ち物】印鑑、被保険者証、在学証明書が学生証

卒業し、引き続き市外に住む方や職場の健康保険に加入した方は、喪失手続きを  
【持ち物】印鑑、被保険者証、職場の健康保険に加入したときは、その保険証

勤務先の倒産や解雇などでやむを得ず離職され、雇用保険を受給される方を対象に、国民健康保険税が軽減される制度があります

【軽減内容】 給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します

【手続き】 雇用保険受給者証と世帯主の印鑑を持参の上、国民健康保険グループまたは各支所で手続きしてください